

市町会連合会からの質問に対する回答

(都市政策局)

(質問項目 1) 地域力再生課の役割について

(町会活性化委員会) 桶谷連長 (三和)

(質問要旨) 5年度の村山市長の肝いりで設置された「地域力再生課」については、若者や移住者の声を施策に反映しやすくし、それぞれの地域が抱えるまちづくりの課題解消に力を入れる。具体的には企画調整課が所管する大学との連携、森林再生課などが担当していた地域おこし協力隊との連携などを一括して担う、と新聞報道ではありました。

これまでは、町会活動の窓口は市民協働推進課であり、町会の相談窓口も設置されています。また、空家などの対策については、都市整備局、都市政策局の関連課が本庁3階に「まちづくりフロアー」を設け、各部署が連携して対処する体制がとられているが、今後、地域力再生課がどのような立ち位置にあり、町会活動とどのような連携を図るのかお尋ねしたい。

(回答)

本市では、町会や公民館、消防団などのコミュニティ活動を通じて連帯や協働の意識が育まれ、地域が活性化してきました。一方で、人口減少や少子高齢化など、地域を取り巻く環境が大きく変化してきています。そこで、民間企業や高等教育機関の知見のほか、若者の柔軟な考え方や、外部人材、移住者などの視点を活用し、地域の活力をより一層向上させたいという思いから、地域力再生課を新設したところであります。

地域力再生課は、多くの部局にまたがる地域の課題解決に向けて、総合的かつ重点的に施策の展開に必要な政策立案を行うこととしています。4月には、町会活動を支援する市民協働推進課をはじめ、庁内12課で構成する「地域力再生推進プロジェクト」を立ち上げたところであり、関係課と連携を図りながら地域の活力や魅力の向上に取り組んでいきたいと考えています。

市町会連合会からの質問に対する回答

(都市政策局)

(質問項目 2) 小学校の跡地活用策について

(第 1 ブロック) 甚田連長 (新堅町)

(質問要旨) 現在、旧新堅町、味噌蔵町小学校と馬場小学校の3つの小学校の跡地活用が地元にとっては、最大の関心であります。金沢市はどのような方針で臨もうとしているのかお聞きしたい。

かつて中央小学校の開校において、長町が勤労青少年ホームと青少年施設、長土堀は、シルバー人材等施設、松ヶ枝は福祉関係施設、芳斉は、特学学校施設と記憶しています。

また、京都市は、条件を付けて民間事業者から提案を受けており、その条件は、①原則貸付け、②地域の自治活動、防災拠点の確保、③京都市の課題の解決、④活用後も市、事業者、地域の三者協議の継続の4点を挙げています。

全体の方針を立てて臨もうとしているのか、それぞれ個別に対応しようとしているのか。

(回答)

小学校の跡地については、それぞれ地域実情が異なることから、これらに添ったかたちで、本市のまちづくりの観点も踏まえ、活用策を検討していく必要があると考えています。

今年度より、庁内に、跡地等の活用策を部局横断的に検討する組織を立ち上げるとともに、ご質問の3つの小学校跡地については、それぞれプロジェクトチームも設置し、検討を進めていきたいと考えております。

今後とも、地域の皆さまからのご意見もお聴きしながら取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

市町会連合会からの質問に対する回答

(環境局・都市整備局)

(質問項目 3) まちなか野生動物駆除について

(第 2 ブロック) 西村連長 (長土堀)

(質問要旨) まちなかに空家が増えるにつれ、それを住家にして野生動物がふえてきた。野生動物は、体にノミ、ダニや、わけのわからぬ雑菌をもち、すみやかな駆除をお願いしたい。処理の原則は、野生動物が住家としている持ち主が全負担で行うものとされている。

これに異存はないが最終処理を含むと高額であり、何らかの補助をお願いしたい。また、持ち主が遠方で連絡してもつながらない、関心がないとなると負担の対象は町会となる。

(回答)

近年、小動物による、まちなか等の住居や敷地内への侵入、ふん害等の発生に係る相談が増えてきており、本市では、住居や住居敷地内に侵入しないよう、忌避剤による追い払いや侵入経路の遮断等の対策を助言していますが、今年度から、町会等の団体に対し、申し出に応じて捕獲檻の貸し出しを開始するところです。

今後、まずは捕獲檻貸出し制度の周知と利用を図りながら、引き続き、積極的に相談に応じるとともに、必要に応じて関係部局とも連携しながら、状況に即した適切な対応に努め、まちなかの環境保全を図っていくこととしており、現在のところ駆除等に係る経費への補助は考えていません。

なお、管理が行き届いていない所有者不明空き家の場合には、所有者等の迅速な特定を行うとともに、地域の懸念等も伝え、適切な管理が行われるよう指導を行っていきます。

※参考 1 鳥獣保護管理法

(土地の占有者の承諾)

第 17 条 垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地又は作物のある土地において、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、あらかじめ、その土地の占有者の承諾を得なければならない。

2 民間処理費用見積 捕獲から最終処分まで 約 10 万円程度
処分のみ 約 5 万円程度

3 令和 5 年 4 月～ 町会向け空き家相談窓口を創設

市町会連合会からの質問に対する回答

(市民局)

(質問項目 4) 町会を作らない大型マンションの組織化について
(第 3 ブロック) 本連長 (小坂)

(質問要旨) 社会福祉協議会と何度も説明に行っているが、全く受け付けてもらえない。市では「町会を作ることや加入は任意であり、強制はできない。最高裁の判例もあり、関与しない。加入させたいなら自分たちでやって下さい。」ときっぱり断われました。他校下では、マンション建設時に町会を作る条件で建築許可が下りたとの話も耳にした。市としても一緒に働きかけることはできないか。

(回答)

本市では、地域コミュニティの活性化の観点から、マンション等の集合住宅における町会加入等を促進することは、大切なことであると認識しています。

現在、新たに集合住宅等を建設する事業者に対し、町会との連絡窓口となる者等を届け出るよう求めるとともに、これらの情報を該当の町会連合会及び町会長へ提供することとしております。

また、市民課等の窓口において、転入される方々に対し、町会加入を勧めているほか、金沢市町会連合会と連携し、不動産関係団体との間で定期的な情報共有に努めるとともに、町会加入促進に関するパンフレット等の配布を依頼するなどの取組を行っています。

加えて、平成 20 年に制定した「あんしんコミュニティ集合住宅認証制度」の認証を受けた集合住宅が、新たに町会組織を形成した場合、集会室スペースの設置にかかる経費等を一部を助成するなど、集合住宅におけるコミュニティの形成にも努めているところであります。

なお、ご指摘の建築確認に際しましては、町会加入の有無や町会の設置を条件とすることはないことについて、ご理解をお願いします。

本市といたしましては、町会の加入は任意であるとしながらも、引き続き、様々な手法で町会加入の促進と地域コミュニティの醸成・充実を図ってまいりますので、皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

市町会連合会からの質問に対する回答

(環境局・土木局・農林水産局)

(質問項目 5) 金沢市が地盤沈下対策に取り組もうとしていないことについて
(第 4 ブロック) 作井連長 (浅野川)

(質問要旨) ①地盤沈下による障害やその影響によって災害被害が生じた場合は、自然災害として済まされる問題ではなく、人災としての一面もあります。それにもかかわらず、金沢市は地盤沈下対策にとっても消極的と思えます。積極的に取り組まれようとししない理由を教えてください。

②地盤沈下が起因で生じる様々な障害をワンストップで対応する地盤沈下対策窓口を金沢市で設置していただくための条件及び手続きを教えてください。

③浅野川下流及び大野川流域の各町内の地盤が10年後及び20年後にどれくらい沈下する見通しか、これまでの地盤沈下の統計データに基づいた予想値とそれに対する対応方法を教えてください。

(回答)

本市では、地盤沈下の主要因が、冬季消雪用に地下水を短時間に集中して大量に揚水することと考えられることから、平成 20 年 3 月に「金沢市における地下水の適正な利用及び保全に関する条例」を制定し、平成 21 年 4 月から消雪用井戸の新規設置を原則禁止としており、併せて、既設の道路消雪については、一斉散水方式から交互散水方式への更新によるくみ上げ量の削減や河川水の消雪利用など、積極的な取り組みを進めています。消雪用井戸の全面使用禁止については、冬期積雪時の道路上の安全確保を考慮すると困難であると考えています。

浅野川下流及び大野川流域にある水準点では、平成 23 年から令和 3 年までの 10 年平均で、年間 8 mm の沈下が観測されていることから、この割合で沈下が進むと、今後 10 年間で約 8 cm、20 年間では 16 cm 沈下が進む予測となります。

地盤沈下により懸念されるインフラ等の障害については、その個別の状況に応じて、道路、河川及び農業基盤を所管する各々の部署が、今後も引き続き、町会や生産組合等のご意見を伺いながら、適切に対応してまいります。

市町会連合会からの質問に対する回答

(都市整備局 農林水産局)

(質問項目 6) 中山間地域における地域交流拠点の形成について
(第 8 ブロック) 高野連長 (小立野)

(質問要旨) 中山間地域(市街化調整区域)においても地域特性を活かした交流拠点性をもたせるという都市計画マスタープラン実現のため、意見交換会を都市計画課・建築指導課・農業水産振興課と令和3年度に行ったが、その後動きがない。
今後の展開について内容・スケジュール等、市のお考えをお聞きしたい。

(回答)

人口減少や高齢化が進行する中で、市では、中山間地域における地域活力や地域コミュニティの維持・再生を支援するため、令和3年度に、湯涌地区において意見交換会を行い、地域交流拠点地区としては、小中学校や公民館を中心とするエリアとすることに概ねの了解を得るとともに、

- ① 点在している農地の宅地化
- ② 移住者の新規住宅建設

を可能とする仕組みの創設などの意見をいただきました。

これを受けて、令和4年度には、

- ① 農振農用地の点在状況や農地の国庫補助による整備状況、周辺道路の整備状況などを個々の農地について調査し、宅地化に向けた課題
- ② 移住者の住宅建築を可能とする「地区計画」等の手法

を関係機関とともに整理・検討を行いました。

引き続き、今年度は、農産物を活用した加工・販売施設や飲食店など地域資源を活かす施設やコンビニエンスストア等の立地も可能となる「地区計画」等の作成に向け、計画内容の詳細や対象区域について、地域の方々とともに協議を進めていきたいと考えています。

湯涌地区における地域主体のまちづくりの取組に対し、市としても支援を継続し、中山間地域の活性化につなげていきたい。

市町会連合会からの質問に対する回答

(教育委員会)

(質問項目 7) 玉川町交差点から長町中学校に至る通学路の安全対策について
(第 2 ブロック) 西村連長 (長土堀)

(質問要旨) 前年度までは小学生のみの通学路であった玉川町交差点から長町中学校に至る通学路が、7時30分から8時頃まで、新中学校に通う生徒と小学校に通う児童で歩道からあふれそうな状態である。現時点では両校先生の指導も行き届くとともに、中学生徒にも小さい子を守らなければと自覚も芽生えなんとか事故がおきていないと言える状況である。

しかし、冬になり路肩ならびに歩道に雪が積もり、人ひとりがやっと通れる状態で、一方車道は融雪で雪一つないとなると、生徒児童が車道にはみだしかねないことが容易に想像される。冬場に備え、しかるべき処置を講じていただきたい。

(回答)

日頃より地域の皆様方には、通学路の見守りボランティアにご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

長町中学校の開校に伴い、登校時間帯の児童生徒が増えたことは認識しており、地域のご協力をいただきながら、学校においても教職員による街頭指導や、児童生徒への交通安全指導を行っているところです。

今後とも、ご指摘いただいた冬場における積雪の影響など、それぞれの季節における通学の状況を見ながら、学校とも連携して通学路の安全確保に取り組んでまいりますので、引き続き、地域のご協力もよろしくお願いいたします。